

平成20年6月

逗子市教育委員会定例会

平成20年6月23日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成20年6月23日逗子市教育委員会6月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	竹 村 史 朗
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	柏 村 淳
教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当)	森 本 博 和
教 育 部 次 長 青少年会館長事務取扱	武 藤 正 廣
教 育 部 参 事 学校教育課長事務取扱	富 澤 義 弘
教 育 部 参 事(文化・教育ゾーン担当) 市民交流センター長事務取扱	福 田 隆 男
教 育 総 務 課 長 庶務係長事務取扱	館 兼 好
学 校 教 育 課 主 幹 (学務担当)	永 田 寛 夫
学 校 教 育 課 主 幹	服 部 純 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 泉 雅 司
生 涯 学 習 課 長	山 田 茂 樹
生 涯 学 習 課 主 幹 (文化財保護担当)	竹 内 敏 春

体 育 課 長 岩 崎 優
兼 体 育 館 長
教 育 研 究 所 長 高 館 正 明
図 書 館 長 草 柳 庄 一

事務局

教育総務課課長補佐 永 島 重 昭
教育総務課主任 佐 藤 多佳子

開会時刻 午前 10 時 00 分

閉会時刻 午前 10 時 47 分

会議録署名委員決定 五十嵐委員、村松委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願い申し上げますが、傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年逗子市教育委員会6月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、村松委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

日程第1「4月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第1「4月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数。)

では、よろしいようですので、4月定例会会議録は承認をいたします。

村松委員、竹村委員、会議録に御署名をお願いいたします。

日程第2「5月定例会会議録の承認について」

小島委員長

続きまして、日程第2「5月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

5月の会議録について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数。)

よろしいでしょうか。では、御異議ないようですので、5月定例会会議録を承認いたします。

竹村委員、五十嵐委員、会議録に御署名ください。

日程第2「教育長報告事項」

小島委員長

では、日程第3「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から御報告をお願いいたします。

村上教育長

私のほうから、会議報告として2つの会議、それと部長のほうから市議会の内容を御報告させていただきます。では、座らせていただきます。

5月23日（金曜日）午後、鎌倉市におきまして、平成20年度神奈川県都市教育長協議会が開かれました。この会議は、県及び関東、全国という都市の教育長協議会がございます。そこでは研究発表と協議等がなされます。今回は県内の19市の教育長で構成された協議会で、昨年度の会の報告、予算、それから今年度の事業計画と予算案について承認決定されました。

続きまして、5月30日、県総合教育センターで県市町村教育委員会の教育長会が開かれました。その御報告をいたします。今年6月、県の教育長が前引地教育長から山本教育長にかわっております。つきまして、私も初めてお目にかかったのですが、就任のごあいさつがございました。その後に県全般の教育課題についてと、その具現的な推進について語られました。その内容につきましては、県全般の教育課題については7点ほど掲げておりました。1点目としては、人間関係がつかず悩み苦しんでいる子が非常に多くなっている。これは教育相談等から上がってきた一つの課題ということが言えると思います。

2つ目は、不登校、いじめの解決すべき問題が相変わらず神奈川県に多い。

3つ目は、学校裏サイトが新しいいじめの巣となっているということです。

4点目には子供をめぐる悲惨な事件、女子高校生殺害事件。県のほうで命をはぐくむ指導という資料づくりを現在行っております。その中で、中学生にアンケートを実施しているんですが、小学校低学年から中学校2年生の、大体1割強が、しかも学年が上がるにつれて自己の肯定感が薄れていくという傾向が見られているということで、命を大切にすることとの相関がそこから読み取れるわけで、それが一つの課題だというふうにとらえております。

それから、発達障害を抱える子供さんがふえています。これは前にもお話ししたように、非常に養護学校には、どこの養護学校も定員がほぼいっぱいということなんです。

次には、県立学校及び施設の耐震が、危険度とは相関はありませんけれども、耐震の工事が必要となっている。

7点目、最後なんです、県の研究会での検討事項、これは昨年できたかながわ教育ビジョンを基盤とした教育振興を図るため、各市町村の教育基本計画、それとの相関性を図って、実効性のある連携を進めていきたいという課題、県全般の課題についてお話しされた後、じゃあどうやって進めていくのかということにつきまして、総くりでは、学校現場の活性化ということで考えています。それは中身としては、人材の育成、人材の確保、それから学校運営の改善、それから多忙化の解消、不祥事の防止、このようなことをとにかく力を入れていきたいということでした。

山本教育長のお話が終わりまして、続きまして教育局の全般あるいは学校教育関係の2点から、2方面からのお話がありまして、教育局全般につきましては教員免許状、教員の勤務実態、教員の広域人事、指導が不適切な教員について、実態と本年度の取り組み方法が示されました。学校教育につきましては、社会福祉援助事業技術者配置チーム、簡単に言えばソーシャルワーカーの配置・活用が非常に効果を上げている。それから、携帯電話教室を本年度から始めて、大変応募数が多くなっている。それから、ファミリーコミュニケーション、あいさつ運動や3033運動、ファミリーコミュニケーション、以前この場でもお話ししましたが、そういう運動の推進に本年度も力を入れていきたい。それから、特別支援教育の推進、県立中等学校の開設です。中等学校の開設については、公立小学校6年生の保護者、本人等に用紙を配布して、今、周知を図っております。最後は、かながわ学びプラン、これは全国学力調査に伴う検証改善委員会の神奈川版でございます。学力改善について、版の改善案が出されるというふうな報告がございました。あと、意見交換、情報交換といたしましては、免許更新制、教育委員会の評価、教員の多忙化の解消、特別支援教育の推進、県の学力学習状況の今後等、各教育委員会と情報交換をいたしました。

続きまして、第2回市議会定例会の御報告をさせていただきます。

柏村教育部長

それでは、平成20年逗子市議会第2回定例会の概要につきまして御報告させていただきます。

市議会第2回定例会は、6月5日から18日までの14日間を会期としまして開催され、今定例会の議案等審査案件は報告5件、議案11件、陳情は閉会中継続審査案件を含めて21件でありまして、そのうち教育委員会にかかわる案件について御報告申し上げます。

まず、6月5日の本会議において会期の決定がなされた後、全員協議会において市長報告、そして専決処分などの報告、また議案の説明の後、再び本会議に戻りまして、議案第33号として池子小学校のふれあいスクールを開設する経費として、ふれあいスクール事業636万1,000円を増額計上しました平成20年度一般会計補正予算(第1号)及び今定例会において新たに提出されました陳情第11号逗子市文化プラザホールの利用基準見直しを求める陳情が提案されまして、教育民生常任委員会に付託されました。なお、一般会計補正予算(第1号)には、関連としまして公園費において水泳プールの改修及び体験学習施設の設置等、第一運動公園再整備に係る基本計画を策定するための経費としまして、第一運動公園整備事業876万4,000円を増額する補正予算が含まれておりまして、これらは建設環境常任委員会に付託されました。

翌6日に教育民生常任委員会が開催され、審議の結果、平成20年度一般会計補正予算(第1号)については、全会一致で可決されまして、陳情第11号逗子市文化プラザホールの利用基準見直しを求める陳情については賛成多数をもって了承されました。さらに継続審査となっておりました平成18年陳情第25号国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と、逗子市の私学助成制度拡充を求める陳情、平成19年陳情第22号逗子市私学助成制度拡充を求める陳情及び陳情第23号国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択を求める陳情は、さらなる慎重審査を求めるため、継続審査とする動議が提出されまして、賛成多数により継続審査とされました。また、建設環境常任委員会で審議されました第一運動公園整備に係る補正予算につきましては、修正案が提出されましたが、修正案の採決では可否同数となり、委員長裁決により修正案は否決され、原案をもって可決されました。

その後、6月17日に本会議が開催され、教育民生常任委員会に付託されました議案・陳情は委員会の審査結果と同様の議決がされております。

また、一般会計補正予算(第1号)中、第一運動公園整備事業については、本会議において岩室議員外3名から減額修正の修正案が提出されまして、修正案について表決の結果、賛成多数により修正案が可決され、減額修正されることとなりました。

この議決後、一般質問に入り、教育委員会に係る質問は10名中6名の議員からなされました。まず6月17日には、高野毅議員から中学校給食について、翌18日には橋爪議員から小・中学校の給食について、長島議員から教育改革について、原口議員から市民交流センターの運営について、松本議員から学区希望制について、高野典子議員から教育指導教員派遣事業について、2つ目として学力テスト結果に対する学習指導について、3つ目として学

校教育総合プランの総括について、4つ目として耐震について、5つ目としてアレルギー対策についての質問がなされました。答弁につきましては、事前に送付しております答弁書に沿いまして答弁をしております。

これら一般質問終了後、平成20年逗子市議会第2回定例会は閉会となっております。

以上、雑駁ではありますが、平成20年逗子市議会第2回定例会についての報告を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

竹村委員

教育長の報告の中にありました県の教育長のごあいさつの中の7点のうちの1点、学校裏サイトについてなんですが、学校裏サイトについて、各学校なりに把握できる部分がある、また対策等考えられることがあれば教えていただきたいんですけれども。

村上教育長

学校裏サイトにつきましては、今、マスコミ等で騒がれていることが一つの課題でありますけれども、私どもは基本的には携帯電話の危険性というか、それから保護者の説明、子供さんに持たせる携帯電話の心得など指導の重点として力を入れていきたいということです。

富澤教育部参事

細かくは、中学校3校、平成19年度はこのような取り組みをさせていただきました。逗子中学校では保護者対象ということで、暮らし安全指導員のほうから、逗子警察署から1名来ていただいて、携帯電話がもたらす危険性、県警のほうからのリーフレットも使わせていただきました。沼間中学校では、今年の1月、1、2年生を対象の非行防止教室の中で、逗子警察署の生活安全課の方に御指導いただいて、あと小学校のほうでもやっております。そういう形で実施していない学校でも、高学年の児童に対して、配布された資料を用いて学級担任が指導しております。小学校低学年の子供たちは、携帯電話を持っていない子供が多いですので、特に指導しておりません。現状はそういうことです。

村上教育長

今、参事のほうから、19年度についてというふうにお話しさせていただきましたが、20年度も進めております。大体同じような感じで、児童につきましては、年度当初、文科省及び携帯電話大手からパンフレットが来まして、それに基づいて先生方は携帯電話について指導しているという実態でございます。

小島委員長

竹村委員、よろしいですか。

五十嵐委員

携帯電話の使用方法についての実態というのは、現状と把握している部分と、大分ずれがあるように思うんですね。今の母親、保育園の親たちは既に携帯を持つ世代の母親で動いていますから、学童保育に行かなくても、GPSと携帯さえあれば安全という意識がもう既にありますので、これから先、それを補正したり指導していくことが、やはり保護者との連携が必要になってくることと、現状の把握、既にもう裏サイトの存在は10年ぐらい前からあるわけですから、その辺に気づくのが遅過ぎたというところでもあるんでしょうけれども、少し現状把握って甘い部分があるでしょうから、やるのであれば徹底的にその辺から、学校のほうと保護者のほうと協力した形でしていくのが一番じゃないかと思います。

村松委員

GPSの問題はともかくね、携帯というのは積極的に携帯を持っているという前提のもとにいろいろ教育していますよね。携帯を持たないほうがいいと。小学生、中学生というのは、これは国もそういった議論、結構出てますね。携帯不携帯。要するに、携帯というのは必要なのかどうか。恐らく逗子市のほうも小学校、中学校、全部調査して、何%ぐらい携帯を持っているかということは、もう全部把握していると思うんですが、実質的に携帯が必要かどうかという。もし機能として、さっき言ったようにGPSとかいう機能であればね、そういうのを持たせればいいのであって、これは本当にいろいろ大きな問題が、携帯によってコミュニケーションがとれなくなってきているとか、すべて携帯を通した会話とか。こういったものの障害というのは、恐らくあと5年、10年たつと、すごい勢いでふえてくると思うんですね。だから、逗子だけで携帯を持つなという運動をしていくというのは結構大変かもしれないですが、基本的には携帯を持たせない。去年の親の講習会を1回やったときがあるんですが、小・中学校は携帯は必要ないから基本的にを持たせないほうがいいですよということは、親を集めたときに話をしているわけですね。なぜを持たせないほうがいいのかということをする話をして、だから基本的にはそういう方法論なり、携帯あるという対策よりも、初めから携帯は必要ありませんということをきちっと親に言ったほうがいいんじゃないか。私は個人的にはそう考えます。

小島委員長

ほかによろしいでしょうか。

部長の報告については特にございませんか、議会のほうは、よろしいですか。

では、特に御意見ないようですので、教育長報告事項について終わらせていただきます。

日程第4「報告第13号議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

続きまして、日程第4「報告第13号議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

山田生涯学習課長

日程第4、報告第13号議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく市長から議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第1号））の作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

なお、今回の補正予算につきましては、5月の教育委員会定例会において御報告させていただきましたとおり、本年秋ごろの開設を目指しております池子小学校ふれあいスクールに係る経費につきまして、6月の市議会定例会に補正予算の提案を行う予定となっておりますことから、本来5月の教育委員会定例会において御審議をいただく必要がありましたが、その時点において予算額が確定しておりませんことから、御報告のみとさせていただいたものです。

それでは、平成20年度逗子市一般会計補正予算（第1号）中、教育委員会所管部分のまず歳出について御説明申し上げますので、平成20年度逗子市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、10ページ、11ページをお開きください。第9款、第4項、第1目社会教育総務費につきましては、池子小学校のふれあいスクールを開設する経費として、ふれあいスクール事業636万1,000円を増額計上するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。第14款、第2項、第3目教育費国庫補助金及び第15款、第2項、第8目教育費県補助金

につきましては、歳出で御説明いたしましたふれあいスクール事業に係る放課後子ども教室推進事業補助金をそれぞれ見込み計上するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

村松委員

歳入のほうの教育費国庫補助金というのは、地方交付税として来ているんですか。もう指定で来ているんですか。

山田生涯学習課長

これは補助金でございまして、19年度から放課後子ども推進教室事業としてついた補助金でございます。

村松委員

何に使ってもいいというわけじゃないんだ。

山田生涯学習課長

基本的には国・県が目指しております放課後子どもプランである学童保育と、放課後子ども推進教室事業であるふれあいスクール事業と連携してやってほしいという、そういった目的で使っていただきたいという補助金です。

小島委員長

ほかにございますでしょうか。

五十嵐委員

ということは、学童保育とふれあいスクール事業と、両方にこの補助金は使われていると解釈していいんですか。

山田生涯学習課長

今回はふれあいスクール事業についての事業の補正を上げていますので、ふれあいスクール事業だけの今回は補助金でございます。

小島委員長

あとはよろしいでしょうか。

それでは、既に御報告いただいていたふれあいスクール事業の具体の部分ですので、本件について承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、本件を承認することに決定をいたしました。

日程第5「報告第14号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」

小島委員長

続きまして、日程第5「報告第14号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

富澤教育部参事

それでは、報告第14号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について御報告いたします。

学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、逗子市立小学校及び中学校に学校教育法に規定されている主幹教諭を置くこととし、所要の改正を行ったものでございます。

本件に関しましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めますのでございます。以上でございます。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

特によろしいですか。

村松委員

運営が変わってきているから、特に問題はないと思います。

小島委員長

必然的な改正と思いますので。

富澤参事

学校教育法の改正に伴って、県が改正いたしました。それに続きまして市町村にも改正を求められております。その結果でございます。

小島委員長

それでは、本件について承認をするということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第6「その他」

小島委員長

では、日程第6「その他」を議題といたしますが、議事として何かお持ちでしょうか。

武藤教育次長

それでは、平成20年度市長ヒアリングについて報告をさせていただきます。お手元のその他資料、平成20年度市長ヒアリング結果一覧をごらんいただきたいと思います。教育部市長ヒアリング課題事業は14事業ございます。上から、教育総務課においては学校図書整理・整備事業、もう一つが久木中学校整備事業の2事業。学校教育課では奨学金事業、要保護及び準要保護児童援助事業、中学校給食についての3事業。生涯学習課は学校施設開放の有料化、文化振興条例の制定の2事業。体育課は学校体育施設開放事業、市立体育館維持管理事業、体協委託事業についての3事業。青少年会館は青少年会館講座事業。図書館は図書館活動事業。文化プラザホールは文化・教育ゾーンの管理。市民交流センターは市民交流センター維持管理事業についてヒアリングがそれぞれ行われました。

結果につきましては、6月17日に企画部から送付をされまして、お手元に配付しておりますヒアリングの指示事項及び結果につきましては、資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまの御報告で何か御質疑はございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

五十嵐委員

これは結果の御報告ということでよろしいでしょうか。ヒアリングの結果の御報告。

武藤教育次長

はい。

小島委員長

では、承りましたということでよろしいでしょうか。

では、ほかに議事として何かお持ちでしょうか。

福田教育部参事

それでは、フェスティバルパークの設置及び市民交流センター開館時間について御報告いたします。

まず、フェスティバルパークの設置及び利用方法について申し上げますので、御配布させていただきました資料、その他資料の資料1-1と1-2と、それからA3の整備予定図面を御参照いただきながらお聞きとりいただきたいと思っております。

逗子文化プラザ内の中庭として今年度整備予定のフェスティバルパークにつきましては、逗子小学校が夏休みに入る7月下旬に着工し、9月末までを工事期間として整備する予定となっております。その後、芝生の養生を行い、来年の6月には一般開放する予定で準備を進めております。一般開放するに当たりましては、その申請方法やルールなどを定めることとなりますが、これらにつきましては平成15年から2年間設置された逗子市文化・教育ゾーン準備委員会で検討された事項に加え、隣接する逗子小学校や近接住民への配慮などを考慮し、資料1-1、フェスティバルパークの設置・管理について(案)として作成いたしました。そちらの資料を御覧いただきたいと思っております。フェスティバルパークの設置・管理について(案)でございます。

設置目的につきましては、文化プラザ全体の中庭として、利用者の交流・憩いの場として、また屋外でのイベント等に活用するために整備するものでございます。

管理に係る基本的事項といたしましては、使用の原則というところでは、あくまでも憩いの場として無料で開放するということになってございます。また、イベント等の貸出使用につきましては、一番上にあります貸出使用形態というところでは、市民交流を目的とした地域の催し物、例えばバザーでありますとか地域のお祭り、ミニコンサートなど、こういったことにお使いいただくことを予定しております。貸出の対象日につきましては、逗子小学校の休業日に充てるということで、最大でも週4日までというふうに考えてございます。貸出時間につきましては、午前9時から午後8時までを考えてございます。その下にあります規制すべき事項というところでは、このフェスティバルパークの中での使用方法について、1番のサッカーや野球などのスポーツ競技及びその他著しく芝生を傷める行為でありますとか、2番目にあります周囲に影響を及ぼす大きな音量が発生する行為、あるいは4番にある花火とかキャンプファイヤー、5番にあります犬の散歩など、規制すべき事項ということで、こちらは規則改正をいたしまして、そちらに規定していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、文化プラザホールの条例あるいは規則の中で、ただいま申し上げた内容について規定していくことになります。

次に、市民交流センター開館時間の変更について申し上げます。市民交流センターにつきましては、昨年7月にオープンして、早いもので1年が経過しようとしております。この

間、当該施設を構成する市民活動スペースや会議室等、さらには屋内温水プールを利用された方は、本年3月までの統計ではありますが、延べ9万7,000人余りとなり、大変多くの方々に御利用いただいております。しかしながら夜間の利用、特に午後9時以降の利用が少なく、維持管理に要する経費に見合う事業効果が得られているとは言いがたい状況となっております。御存じのように、本市の財政状況が非常に厳しい中、各施設の維持管理経費をいかに削減していくかということが課題となっており、本年度の市長ヒアリングでは市民交流センターの開館時間の変更が取り上げられまして、午後10時までの開館時間を午後9時までとする方向で検討を進めております。お配りさせていただきました資料2-1から2-2までにつきましては、市民活動スペース、会議室、屋内温水プールの各スペースごとの時間別利用者数の総計となっておりますので、御参照いただければと思います。今後につきましては、文化プラザホール運営委員会での検討や市民へのパブリックコメントの実施などを行っていく中で、さらに検討を進めていくこととなります。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまの御報告について御質疑などございますでしょうか。

村松委員

フェスティバルパークというのは、ふだんは閉めてあるんですか。もう閉鎖しちゃってある。散歩に使ったりなんかというのは、できないんですか。

福田教育部参事

このフェスティバルパークにつきましては、道路から敷地内に入るところに門扉を設置する予定にしておりますので、使用時間といたしましては開館時間である午前9時から午後9時までということで、それ以外は門を閉めるということに考えております。

村松委員

いや、そうじゃなくて、逗子小学校の休業日というふうになってますよね。学校があっても、逗子の場合、本当に憩いの場って少ないわけですよ。公園も少ない。そういった意味で、散歩したりなんかするのに開放する気はないんですかという。

福田教育部参事

失礼しました。イベントを行うということについては、授業の関係が出ますので規制を行います。ただ、一般にお使いいただくことについては、御自由にお使いいただく。その際は門扉を設けて夜中じゅうまでは使えないと。そういった中での使いでございます。

小島委員長

ほかにございますでしょうか。

五十嵐委員

実際に利用できるようになるのは、このスケジュールで見ると、21年の6月からということ。

福田教育部参事

委員御指摘のとおりでございます。

村松委員

今のスペースの交流センターの短縮ですけれども、コスト的には1時間短縮することによって、いくらでしたっけ、コストがダウンできるのは。

福田教育部参事

光熱水費とか委託料などを含めまして、およそ380万円です。

村松委員

コスト的には380万円削減できるということと、これ、今見て、世の中の流れとして、いわゆるCO₂の問題とか、いろいろ考えたときに、9時というのは妥当な線じゃないかというふうに思います。したがって、1時間削減することについては、私はいいいんじゃないかというふうに思います。

五十嵐委員

ただ、運動公園の大人用プールのほうが使えなくなる方向性だと思いますので、大人の方が泳ぐ時間帯というのも確保してあげないと、競技指向の方もいらっしゃると思いますので、皆さんの御意見をよく聞いていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

小島委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。ほかにも議事として何かお持ちでしょうか。

竹村委員

子供たちの安心・安全のためという質問を3点ほどさせていただきたいんですが。まず1点目なんですけれども、先日、不幸にも杉並の小学校で事故が起きましたが、逗子市内において明かり取りの屋上天窓が設置されている学校及びその対策についてどうなっているのか、質問をさせていただきたいと思います。

あと、2点目なのですが、以前にこの定例会の場で、安心・安全のための携帯メールサービス、一斉送信を行っている学校があり、その後の状況について質問させていただいたんですけれども、そこからまた何か動きがあったかどうか、質問させていただきたいと思います。

もう1点なんですけれども、今年度から各学校にAEDが設置されたというふうに聞いておりますけれども、それに伴って教職員の皆様の心肺蘇生法等の講習会が行われているのかどうか、お聞きしたいと思います。以上3点お願いします。

小島委員長

承りました。これはどなたにお答えいただけますでしょうか。

館教育総務課長

天窓、明かり取りの設置についてなんですけれども、市内の小学校に2校、中学校に2校、明かり取りを設置する学校がございました。小学校は逗子小学校と沼間小学校、いずれも体育館に設置されておりまして、かぎがかけられており、出入りできる状態ではございません。

中学校は沼間中学校と久木中学校に設置されておりまして。沼間中学校は2カ所あり、主に図書室の明かり取りでした。こちらのほうはすべて上に鉄の格子がつけられてあり、安全対策はとられております。久木中学校は1階の昇降口に2カ所ありました。こちらのほうは出入り口はなく、大きさも小ぶりなんですけれども、万が一のため、沼間中学校と同様、格子戸をつけ、安全対策を現在とる工事を準備しているところです。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。竹村委員、1点目はこれでよろしいでしょうか。

竹村委員

はい、結構です。

小島委員長

では2点目、携帯メールの一斉送信については。

富澤教育部参事

それでは、メール配信とAEDについてお答えしたいと思います。メール配信ですが、昨年度末の校長会におきまして、試行を行っていた久木中学校のメール配信に関する報告を行いました。また、5月23日の校長会議におきまして、再度メール配信に関する説明を行い、また6月19日に逗子市PTA連絡協議会においても説明を行わせていただいております。今年度、逗子中学校が保護者の賛成を得て間もなくメール配信事業を始めます。また小坪小学校は保護者の賛成が得られたということで、ただいま準備中です。久木小学校からも資料

請求があり、送付しております。現在はそのような状況です。

続けてよろしゅうございますか。

小島委員長

お願いいたします。

富澤教育部参事

A E Dにつきまして御説明申し上げます。本年度予算にA E Dの配置に関する予算を計上し、5月末に小・中学校8校に配置いたしました。対象は、児童、生徒、学校開放関係者などを想定しております。設置場所につきましては、各学校と教育委員会で事前に打ち合わせを行い、職員玄関などさまざまな状況に対応しやすい場所としております。機器は6月1日から利用可能となっております。使用方法等に関する講習会を6月19日に各学校教職員1～2名を対象に行いました。また、夏季休業中に教職員を対象とした講習会を予定しております。従来より各学校では心肺蘇生法の研修会を行っており、本年度はそれにつけ加えてA E Dの研修もやっていただけたらということで働きかけを行っております。以上でございます。

小島委員長

今、2点目、3点目のお答えでよろしいでしょうか。さらに御意見ありますか。

竹村委員

はい、よろしく申し上げます。

小島委員長

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。では、ないようですので、以上でその他を終わらせていただきます。

最後に、次回の定例会ですけれども、今回は7月24日（木曜日）午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知申し上げます。

これをもちまして教育委員会6月定例会を終了いたします。ありがとうございました。